

第2次久慈市男女共同参画計画の改正について

第2次久慈市男女共同参画計画 第1章第3「計画の位置づけ」につきまして、平成29年3月15日付で次のとおり改正しますのでお知らせします。

第2次久慈市男女共同参画計画 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>(1) 久慈市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画とします。</p> <p>(2) 男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、地域の特性に応じた計画とします。</p> <p>(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画とします。</p>	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>(1) 久慈市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画とします。</p> <p>(2) 男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、地域の特性に応じた計画とします。</p> <p>(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画とします。</p> <p><u>(4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定による、久慈市推進計画として位置づけることとします。</u></p>